

シバントスへのサプライヤー向け行動規範

この行動規範は、シバントスへの物品または役務のサプライヤーが利害関係人および環境に対して追う責任に関して守るべき基本的な事項を定めたものである。シバントスは、シバントス・コンプライアンスのプログラムが変更された場合に、この行動規範の内容を合理的な範囲で変更する権利を有する。サプライヤーは、当該変更が合理的である限りは、当該変更を受け入れるものとする。

サプライヤーは、本書面をもって以下のことを表明・保証する。

- **法の遵守**
 - 適用されるすべての法令を遵守すること
- **汚職と贈収賄の禁止**
 - 法律に違反して、公的機関の関係者に対し、その意思決定に影響を与える目的で、金銭の支払いやその他の形での利益供与を図ることを含め、方法の如何を問わず、汚職または贈賄に当たる行為を容認せず、またこれに関与しないこと
- **従業員の基本的人権の尊重**
 - 従業員に対しては、その肌の色、人種、国籍、社会的地位、身体的障害、性的指向、政治的あるいは宗教的信条、性別および年齢を問わず、平等な機会と待遇を与えること
 - 個人の尊厳、プライバシーおよび個人の権利を尊重すること
 - 本人の意思に反して、雇用または労働を強制しないこと
 - 精神的虐待、セクシャル・ハラスメントあるいは人種差別など、従業員の扱いとして許容できないものを容認しないこと
 - 性的、威圧的、脅迫的、虐待的または搾取的な身ぶり、言葉遣いおよび身体的接触などの行動を禁止すること
 - 公正な報酬を提供し、また、法令に定められた最低賃金を保証すること
 - 法令により定められた労働時間の上限を守ること
 - 法的に認められている限りにおいて従業員の自由な団結権を認め、また、職員団体または労働組合の構成員とそれ以外の従業員のいずれに対しても差別的取扱いをしないこと
- **児童就労の禁止**
 - 15歳未満の労働者を雇用しないこと。また、ILO年次総会138の発展途上国例外条項の対象となる国においては、14歳未満の労働者を雇用しないこと
- **従業員の健康および安全**
 - 従業員の健康と安全に責任を負うこと
 - 労働災害の発生を防止し、また、事故および職業病について可能な限り最善の予防的措置をとること
 - 従業員に教育を行い、従業員が健康と安全性の問題について十分な知識を有するようにすること
 - 従業員の職業上の健康および安全を管理する合理的な内容のシステムの構築し、かつそれを活用すること
- **環境の保護**
 - 環境保護に関し、法令の定めのおよび国際的な標準に従って行動すること
 - 環境汚染を最小限に抑え、環境保護のために継続的に改善を行うこと
 - 合理的な内容の環境管理システムを構築し、かつそれを活用すること
- **サプライチェーン**
 - 自らへの納入業者がこの行動規範に沿った行動をすることを促進するために、合理的な努力をすること
 - 納入業者の選定およびその取扱いに関し各業者をできる限り平等に扱うこと。

サプライヤーの表明・保証

下記サプライヤーである当社は、シバントスに対し、本書面をもって以下のことを表明・保証します。

- 1 当社は、「シバントスへのサプライヤー向け行動規範」（以下「行動規範」という）を受け取り、シバントスとの基本契約で定めた事項に加えて、行動規範の方針や必要条件を遵守することをここに約束します。
- 2 当社は、シバントスの求めに応じ、年に一度を上限として、以下の（1）または（2）のいずれかを選択してシバントスに提供します。
 - （1）シバントス指定の書式の自己査定結果文書
 - （2）行動規範の遵守を保証するために、当社が実際に行いまたは行うべき行動を記述した報告書（シバントスの承認をうけた文書に限ります）
- 3 当社は、シバントス、その代理人もしくはその代表者またはシバントスが指定した第三者（当社が合理的に受入れ可能な者に限り）が、当社による行動規範の遵守状況を確認するために当社の施設内への立入などの必要な調査を実施することを認めます。

シバントスは、当社に対し事前に書面による通知をした場合に限り、当社に対する調査をすることができます。当該調査は、当社の通常の営業時間中に限り、個人情報保護法などの関連法令に従って実施することができるものとし、当社の業務を妨害または当社が第三者との間で締結している秘密保持契約に違反してはなりません。
- 4 以下の（1）または（2）に該当する場合には、シバントスは、いかなる責任も負うことなく、当社とシバントスの間の一部またはすべての契約を解除または契約に基づいてなした購入申込みの撤回することができます。この場合のシバントスによる契約の解除または契約の申込みの撤回は、シバントスによる損害賠償請求その他の請求を妨げません。
 - （1）当社が行動規範に著しく反する行為を行った場合または行動規範に反する行為を繰り返した場合
 - （2）シバントスが当社に対し是正を請求する旨の通知を行い、是正機会を与えた後に、本書面第3項に規定された検査権に基づき検査を請求したにもかかわらず当社が拒んだ場合
- 5 当社は、本書面の内容が日本の国内法に従って解釈・適用されることに同意します。

住所, 日付

会社名称

代表者氏名

代表者印

本書面はサプライヤーの登記上の代表者が署名のうえ、受領後20日以内にシバントスに返送してください。